

相模原市監査委員公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成22年10月29日に実施した消防局及び消防署の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成23年4月26日

相模原市監査委員 大 貫 勲

同 石 橋 忠 文

同 沼 倉 孝 太

同 米 山 定 克

1 市長から通知があった日及び当該通知に係る講じた措置の内容

(1) 通知があった日

平成23年4月20日

(2) 市長が講じた措置の内容（全文）

ア 消防総務課の委託料の執行において、消防局庁舎及び南消防署庁舎管理委託の業務仕様書に、清掃回数や消防設備の数量が明記されていなかったことにつきましては、管理委託の業務から消防設備保守を除き、別途消防設備保守委託契約を締結し、全施設の設備一覧を仕様書に記載するよう改め、管理委託につきましては、仕様書の清掃実施日に関する記述を明確にしました。

また、前回の定期監査の指摘に対して講じた措置が不十分だったことにつきましては、消防局、南消防署、北消防署、津久井消防署の4消防署すべての管理委託にかかる仕様書を見直し、今年度から別契約とする消防設備保守委託と合わせ、決裁時に指摘があった事項を記載したチェック表を回議し、決裁者全員で確認するよう事務の改善を行いました。

イ 予防課の一人暮らし高齢者家庭防火診断業務委託における不適切な事例につきましては、次のとおり事務の改善を行いました。

(ア) 事務の処理方法及び管理点検体制につきましては、業務内容及び年間スケジュールを記したマニュアルを作成し、年間スケジュール表にチェック欄を設け、財務取扱職員及び財務取扱補助職員による進行状況の管理及び確認の徹底を図りました。

(イ) 当該委託料の算定につきましては、防火診断1件実施ごとに算定する単価契約としました。また、防火診断実施対象者に対する事前連絡、訪問日時の調整を電話等の方法によりあらかじめ行うよう契約書及び仕様書を改めました。

(参考)

消防局及び消防署の定期監査の結果

1 監査を実施した日及びその結果を市長に提出した日

平成22年10月29日

2 監査の結果（抜粋）

(1) 消防総務課の各事業の委託料の支出に関する事務を調査したと

ころ、消防局庁舎及び南消防署庁舎管理委託の具体的な業務内容や数量を定めている業務仕様書において、清掃業務の月ごとの清掃回数や消防用設備点検業務の対象設備の設置数が明記されていない不適切な事例がみられた。

消防総務課の各事業の委託料の支出に関する事務については、前回の定期監査（平成21年3月実施）において不適切事例を指摘したところ、市長において改善措置を講じた旨の回答を得ていたが、今回も前記のような不適切な事例を確認した。

委託料の執行に当たっては、事務処理の見直し等実効性のある再発防止のための必要な措置を講じ、適正な事務を執行されたい。

(2) 予防課の各事業の支出に関する事務を調査したところ、一人暮らし高齢者家庭防火診断業務委託において、次のような不適切な事例がみられた。

ア 平成22年4月1日付で契約し、4月28日に契約金額の約3分の2となる200万円を概算払いにより支払っているが、受託者に提供する対象者名簿の作成が遅れたため、受託者の業務着手が8月となった。

イ 当該業務の費用は、在宅者に対して実施する防火診断等に要する時間を根拠として算定しているにもかかわらず、実績報告書では所要時間の報告を求めている。また、契約の適正な履行の確保を図るための詳細な仕様が規定されていないこと、不在宅等で本来の目的を達成できない場合でも費用は一律で算定されていることなどから、家庭防火診断を実施し火災予防思想の向上を図るという当該業務の目的に対して十分な効果が得られていない。

これらのことは、契約締結に際しての事前準備が不十分であることや、契約書及び仕様書等の条件提示に係る検証・確認が十分に行われていないことを示している。

委託料の執行に当たっては、事務の処理方法及び管理点検体制を見直すこと

もに、委託料の算定は合理的な基準に基づくよう見直し、適正な事務の執行に努められたい。